

別紙 1

主 な 改 正 事 項

| 改正後条項号 | 改正前条項号 | 改 正 事 項 の 概 要 |
|-------------------------|-------------------------|---|
| 第2編 3-共通事項 -7(2)ホ | 第2編 3-共通事項 -7(2)ホ | 酒類の原料として取り扱わない物品に「不活性酵母」及び「酵母エキス」を追加した。 |
| 3-共通事項 -7(3)イ | 3-共通事項 -7(3)イ | 令第2条《清酒の原料》第1号が削除されたことから、規定を整理した。 |
| 3-共通事項-14 | 4-1-1 | 法第4条《品目等》が削除とされたことから、必要な規定を他の条項の解釈として移記した。 |
| 3-共通事項-15 | 3-共通事項-13 | 酒類の製成の時期について整理するとともに、「その他の醸造酒」等の製成の時期について明確にした。 |
| 3-共通事項-16 | (新設) | 品目の判定方法について明確にした。 |
| 3-清酒-2, 6 | (新設) | 清酒の原料となる物品の規定の改正に伴い、清酒の原料となる糖類の範囲及びその重量の計算方法について明確にした。 |
| 3-合成清酒-4, 5 | 第3編 87の3-2-1, 2 | 措置法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》が削除とされたことから、必要な規定を他の条項の解釈として移記した。 |
| 3-しょうちゅう -11 | 3-しょうちゅう -11 | アルコール含有物を蒸留したものの取扱いについて追加・整理した。 |
| 3-みりん-2, 3 | 第3編 87の3-3-1, 2 | 措置法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》が削除とされたことから、必要な規定を他の条項の解釈として移記した。 |
| 3-果実酒及び甘 味果実酒-9, 10 | (新設) | 品目の定義の改正に伴い、原料とした糖類の重量の計算方法について取扱いを明確にした。 |
| 3-リキュール-3 | 87の3-4-1 | 措置法第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》が削除とされたことから、必要な規定を他の条項の解釈として移記した。 |
| 6の4-1 | 第2編 6の4-1 | 税率の適用区分には、品目を含む旨明示した。 |
| (削除) | 7-1-5(1)ロ | 会社法の制定等に伴い、酒類等の製造免許について、法人成り等の取扱いから法人がその組織を変更する場合は廃止し、異動申告で対応することとした。 |
| 9-1-8(1)ロ(ハ) | 9-1-8(1)ロ(ハ) | 品目の定義の改正に伴い、洋酒卸売業免許により卸売できる酒類の品目についてその他の醸造酒を追加等した。 |
| 9-1-12(3)イ(ニ) | 9-1-12(3)イ(ニ) | 会社法の制定等に伴い、親会社及び子会社の定義を見直した。 |
| (削除) | 9-1-14(1)ロ | 会社法の制定等に伴い、酒類の販売業免許について、法人成り等の取扱いから法人がその組織を変更する場合は廃止し、異動申告で対応することとした。 |
| 9-1-14(1)ハ | 9-1-14(1)ニ | 会社法の制定等に伴い、会社分割の定義の見直しを行った。 |

| 改正後条項号 | 改正前条項号 | 改正事項の概要 |
|----------------------|---|---|
| 10-2-2 | 10-2-2 | 会社法の制定等に伴い、取締役等の定義の見直しを行った。 |
| 10-5-1 | 10-5-1 | 会社法の制定等に伴い、支配人の定義の見直しを行った。 |
| 10-10-1 | 10-10-2(3) 10-10-3(3) 10-10-4(3) 10-10-6(3) 10-10-9(4) 10-10-10(3) | 法10条10号の免許の要件である、破産者で復権を得ていない場合について、免許の区分ごとに定めていたものを共通事項として整理した。 |
| 10-10-1(3) | 10-10-1(3) | |
| 11-1-1(2) | 11-1-1(2) | 品目の定義の改正に伴い、合成清酒の製造制限数量は、アルコール分15度の換算数量によることとした。 |
| 11-1-3(3)へ(イ) | 11-1-3(3)へ(イ) | 品目の定義の改正に伴い、洋酒卸売業免許の具体的な条件にその他の醸造酒を追加した。 |
| 11-2-1 | 11-2-1(1)、(2) | 製造制限数量の緩和又は解除の取扱いについて、文言を整理した。 |
| 12-5 | 12-5(1) | 3年間以上休造又は法定製造数量に達しない場合における酒類の製造免許の取消しの取扱いについて、法令で明確化されていることから廃止した。 |
| 23-1 23-3 23-4 | 22-1-4 22-1-2 22-1-3 | 条文番号の変更に伴い、発泡酒の税率の取扱い等について移記した。 |
| 23-2 | (新設) | |
| 23-5 | 22-1-1 | 「アルコール分が15度以上のもの」等の意義について、旧酒税法に基づく適用税率の取扱いに移記した。 |
| 28-1-8(3) | 28-1-8(3) | 税務署限りで処理する蔵置場の設置許可等について、文言を整理するとともに、期限の延長又は条件の緩和に関する異例又は特殊なものの処理は国税局長とした。 |
| 28-1-10 | 28-1-10 | 税率の適用区分等の意義について、見直しを行った。 |
| 43-2-1, 2, 3 | 4-2-1, 2, 3 | 法第4条《品目等》が削除されたことから、必要な規定を他の条項の解釈として移記した。 |
| 46-3(1) | 46-3(1) | 酒類製造者が行う数量等の測定に係る取扱いを整理した。 |
| 47-1-11 | 47-1-11 | 会社法の制定等に伴い、申告義務に関して、「住所及び氏名又は名称に異動を生じたとき」の取扱いについて新設し、法人がその組織を変更する場合は異動申告で対応することとした。 |
| 50-1-2(1) | 50-1-2(1) | 品目の定義の改正に伴い、清酒の増醸法による承認の取扱いを廃止した。 |
| 50-1-2(2) | 50-1-2(2) | 品目の定義の改正に伴い、清酒の製造方法の承認基準における特例の取扱いについて整理した。 |
| 50-1-3 | 50-1-3 | 品目の定義の改正に伴い、清酒にアルコール等を加える場合の承認の取扱いについて、清酒の定義と整合性を図るものとした。 |

| 改正後条項号 | 改正前条項号 | 改正事項の概要 |
|---|--------------------------------|--|
| 附則（平成 18 年法律第 10 号及び平成 18 年政令第 130 号関係） | | |
| 第 65 条 | （新設） | 清酒に係る経過措置の取扱いを明確にした。 |
| 改正令附則第 2 条 | （新設） | 清酒に係る経過措置の取扱いを明確にした。 |
| 改正令附則第 3 条 | | 酒類の品目（みりん及び果実酒）に係る経過措置の取扱いを明確にした。 |
| 第 66 条 | （新設） | 製造免許等に係る経過措置の取扱いに明確にした。 |
| 改正令附則第 4 条 | （新設） | 蔵置場の設置許可に係る経過措置の取扱いを明確にした。 |
| 第 67 条 | （新設） | 輸入酒類の移入に係る特例の取扱いを明確にした。 |
| 第 3 編 87-6 | 第 3 編 （新設） | 平成 18 年改正法の施行に伴う取扱いを明確化した。 |
| 87 の 2-1 | （新設） | 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例の取扱いについて明確にした。 |
| （削除） | 87 の 3 | 品目の定義の改正に伴い、合成清酒等に係る酒税の税率の特例の取扱いについて廃止した。 |
| 87 の 6-2・3 | 87 の 6-2・3 | ビールに係る酒税の税率の特例について、2 年間延長されたことから、その取扱いについて整理した。 |
| 第 6 編 第 5 条 | 第 6 編 第 5 条 | 登録免許税法及び同法施行令の改正に伴い、各製造免許等に課される登録免許税又は登録免許税が非課税とされる製造免許等の取扱いについて明確化した。 |
| 第 8 編 第 1 章 | 第 8 編 第 1 章 | 会社法の制定による酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図った。 |
| 第 86 条の 5 1 (2)イ(ホ)A (B) | 第 86 条の 5 1 (2)イ(ホ)A (B) | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正等に伴い、アルコール分の表示の取扱いを定めた。 |
| 第 86 条の 5 1 (2)イ(ホ)A (C) | （新設） | |
| （削除） | 第 86 条の 5 1 (2)イ(ホ)B | 租税特別措置法第 87 条の 3 が廃止されたことから、規定を削除した。 |

| 改正後条項号 | 改正前条項号 | 改正事項の概要 |
|-------------------------|-------------------------|---|
| 第 86 条の 5 1 (2)イ(ホ)B | 第 86 条の 5 1 (2)イ(ホ)C | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正に伴い、その他の発泡性酒類等について、税率適用区分の表示の取扱いを定めた。 |
| 第 86 条の 5 1 (2)イ(ホ)C | 第 86 条の 5 1 (2)イ(ホ)D | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正に伴い、その他の発泡性酒類について、発泡性を有する旨の表示の取扱いを改めた。 |